

令和6年能登半島地震に伴う 住宅の応急修理制度について(災害救助法)

この度の災害に際し、被災された方に、心よりお見舞い申し上げます。
災害救助法に基づき、被害認定を受けた世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を行う制度です。

■対象者（世帯）

- ・大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の「住宅」被害のり災証明書を受けたもの
- ・自らの資力では応急修理をできない者

■応急修理の範囲

「住宅」の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に欠くことのできない緊急に応急修理を行う必要がある部分に限ります。

■応急修理の限度額（1世帯あたり）

- ①大規模半壊、中規模半壊、半壊・・・706,000円以内
- ②準半壊・・・343,000円以内

※準半壊に至らない場合は対象外となります。

■申し込み提出必要書類（提出期限 令和8年9月30日）

- ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）

■工事開始前までに必要な書類

- ・工事見積書
- ・り災証明書（写し）
- ・修理前の被害状況が分かる写真
- ・資力に関する申出書
- ・住宅の被害状況に関する申出書

■手続きの流れ 別紙を参照ください

■完了期限 工事完了期限は当面設定しません。

問い合わせ先

加賀市役所 建設部 建築課
〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地
TEL：0761-72-7934 FAX：0761-72-7212